

## 公益法人等の法人税課税と届出関係手続

『 法人税法上の公益法人等の区分及び必要な届出手続』について概説する。

### (ポイント)

- 法人区分ごとの法人税法上の取扱い
- 法人税の課税所得の範囲
- 必要な届出の確認

### 1. 法人区分ごとの法人税法上の取扱い

公益法人等は、法人税法上、2つに区分される。

#### (1) 公益社団法人・公益財団法人(「公益法人」)

行政庁から公益認定を受けた法人。法人税法上、「公益法人等」として扱われる。

#### (2) 一般社団法人・一般財団法人(「一般法人」)

公益認定を受けていない一般法人で、さらに2つに区分される。

① 非営利型法人 … 非営利性が徹底された法人または共益的活動を目的とする法人  
法人税法上、「公益法人等」として扱われる。

② 非営利型法人以外 … 非営利型でない法人で、法人税法上、「普通法人」として取り扱われる。

### 2. 課税所得の範囲及び税率

上記1. (1) 及び(2)①に該当する公益法人等は、その法人の営む事業のうち収益事業から生じた所得に対して課税が行われ、上記(2)②に該当する法人は、すべての所得に対して課税が行われる。

法人税率は法人の区分に関係なく、所得金額年800万超の部分については、23.2%、所得金額年800万円以下の部分については、15%となる。(平成31年4月1日以降に開始する事業年度について適用)。

### 3. 届出関係手続き

次にあげるような事項が発生した場合には、各種届出書を納税地の所轄税務署長に対し、その提出期限までに提出する必要がある。

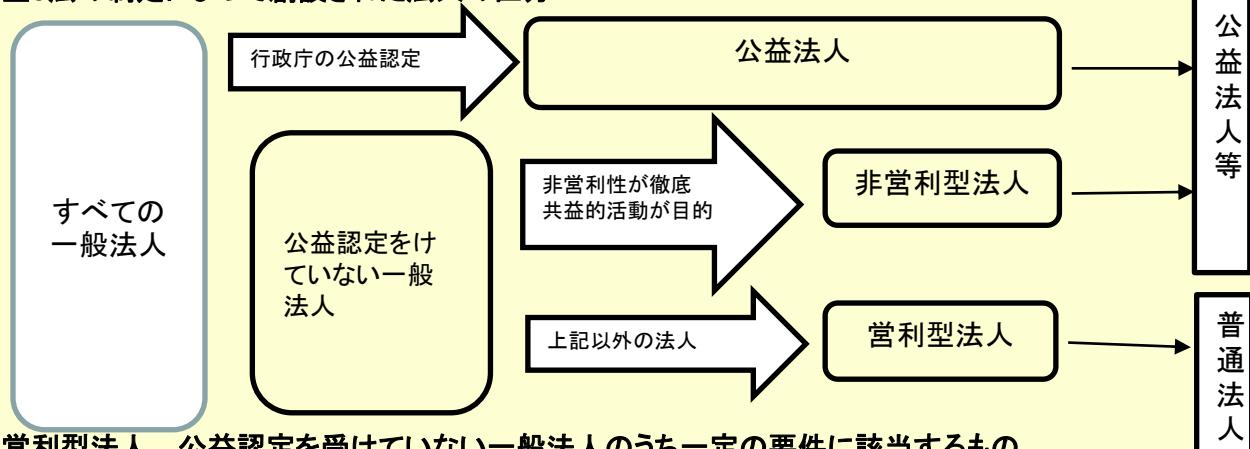
- ① 収益事業を新たに開始した場合
- ② 行政庁から公益認定を受けた場合
- ③ 上記1. (1) 及び(2)②の法人が非営利型法人となった場合
- ④ 公益法人等で収益事業を行っていないものが普通法人に該当することとなった場合
- ⑤ 収益事業を廃止した場合
- ⑥ その他届出の要件となる法律で定められた事実が発生した場合

(裏面に続く)



# 公益法人等の法人税課税と届出関係手続

## 公益3法の制定によって創設された法人の区分



非営利型法人…公益認定を受けていない一般法人のうち一定の要件に該当するもの

	公益法人	一般法人	
		非営利型法人	営利型法人 (普通法人)
課税所得の範囲	公益目的事業は非課税 収益事業から生じた所得に対して課税	収益事業から生じた所得に対して課税	すべての所得に対して課税
法人税率	所得金額年800万円超 の部分 23.2% 所得金額年800万円以下の部分 15.0% (平成31年4月1日以降に開始する各事業年度において適用)		

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

### <電子帳簿保存法の改正に係る宥恕措置②>

No190で記載の通り、電子帳簿保存法の改正に係る宥恕措置により、2022年1月1日以降2023年12月31日までに行う電子取引に係る電子データは、やむを得ない事情がある場合には、引き続き書面で出力して保存し、提示又は提出ができるようにすることで、電子データでの保存は必要とされないことが定められました。公表されたのが2021年12月27日と年度末近くとなり、やむを得ない事情等宥恕措置の適用の要件の検討を急がれた法人も多いかと思われます。

このやむを得ない事情については、取扱通達7-10で、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であること」と定められ、また、国税庁が公表した「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」問41-2で、「やむを得ない事情を確認する場合もあるが、各事業者における対応状況な今後の見通し等を税務調査等の際に説明するするので差し支えない」旨が記述されています。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。